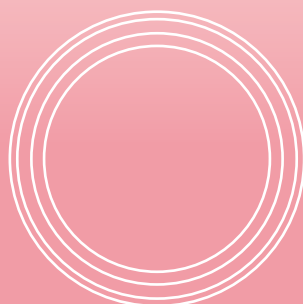


第1編 序論

第1章

計画策定の趣旨と計画の構成



第一次出水市総合計画

第1章 計画策定の趣旨と計画の構成

第1節 計画策定の趣旨

21世紀が到来し、少子・高齢化の進行、市民の日常生活圏の拡大、地球環境問題の深刻化、高度情報化の進展、経済活動のグローバル化、産業構造の変化など社会経済情勢は大きく変化し、また、国の三位一体改革等により社会・経済のあらゆる分野で地域間競争の激化や格差の拡大等が生じています。

このような社会情勢の急速な変化を背景に、限られた財源の中で、高度化・多様化する市民ニーズにこたえるためには、健全な行財政運営を図るとともに、市民や民間団体、行政などが対等な立場でお互いに協力・連携して行動する住民参画と協働による

まちづくりを推進することが、より強く求められるなど、新しい地方の在り方が問われており、自己決定・自己責任を基本とする地方分権を踏まえた行政施策の展開が必要となっています。

このような考え方のもとに、この出水市総合計画は、合併協議会において策定された「新市まちづくり計画」を尊重し、本市の将来像とそれを達成するための諸施策の基本方針をより詳細かつ具体的に定め、新市の速やかな一体化を目指し、格差のない均衡ある市勢の発展と市民福祉の一層の向上を図るため、今後10年間の本市のまちづくりの指針として新たに作成するものです。

第2節 計画の役割

本市の目標とする将来像を明らかにし、その実現のための政策の柱を設定するとともに、施策展開の全般にわたっての基本的な方向付けを行うも

のです。総合計画は、本市の市政運営の最も基本となる総合的かつ計画的なまちづくりの指針です。

第3節 計画の構成と期間

1 基本構想

地方自治法第2条第4項では、市町村は、議会の議決を経て基本構想を定め、これに即して総合的かつ計画的な行政の運営を行うようにしなければならないと定めています。

基本構想は、本市の将来像とそれを達成するための諸施策の基本方針を示したもので、目標年次は、平成29年度とします。

2 基本計画

基本構想で示された将来像を実現するために、その基本的な施策の展開方向を定めるものです。

基本計画の計画期間は平成29年度を目標年次とし、平成20年度から平成24年度までを前期基本計画、平成25年度から平成29年度までを後期基本計画とします。

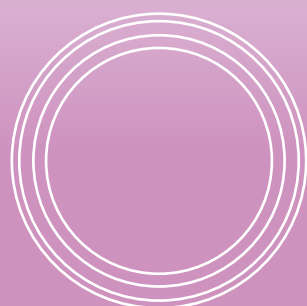
3 実施計画

基本計画を効果的に推進するため、具体的な施策・事業の年次計画を定めるもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。

実施計画の計画期間は3年間とし、その時々々の諸事情の変化等を勘案し、ローリング方式で策定します。

第1編 序論

第2章 出水市の姿



第一次出水市総合計画

第2章 出水市の姿

第1節 位置・沿革

1 位置

本市は、鹿児島県の北西部に位置し、陸の三方を阿久根市、薩摩川内市、さつま町、大口市及び熊本県水俣市に接しています。また、市北西部は八代海（不知火海）に面しています。

面積は、330.06 平方キロメートル（出水地域 228.31 平方キロメートル、高尾野地域 71.15 平方キロメートル、野田地域 30.6 平方キロメートル）で、鹿児島県の約 3.6 パーセントを占めています。

2 沿革

明治の廃藩置県を経て、明治 22 年（1889 年）の市制・町村制の施行により、全国一律に町村合

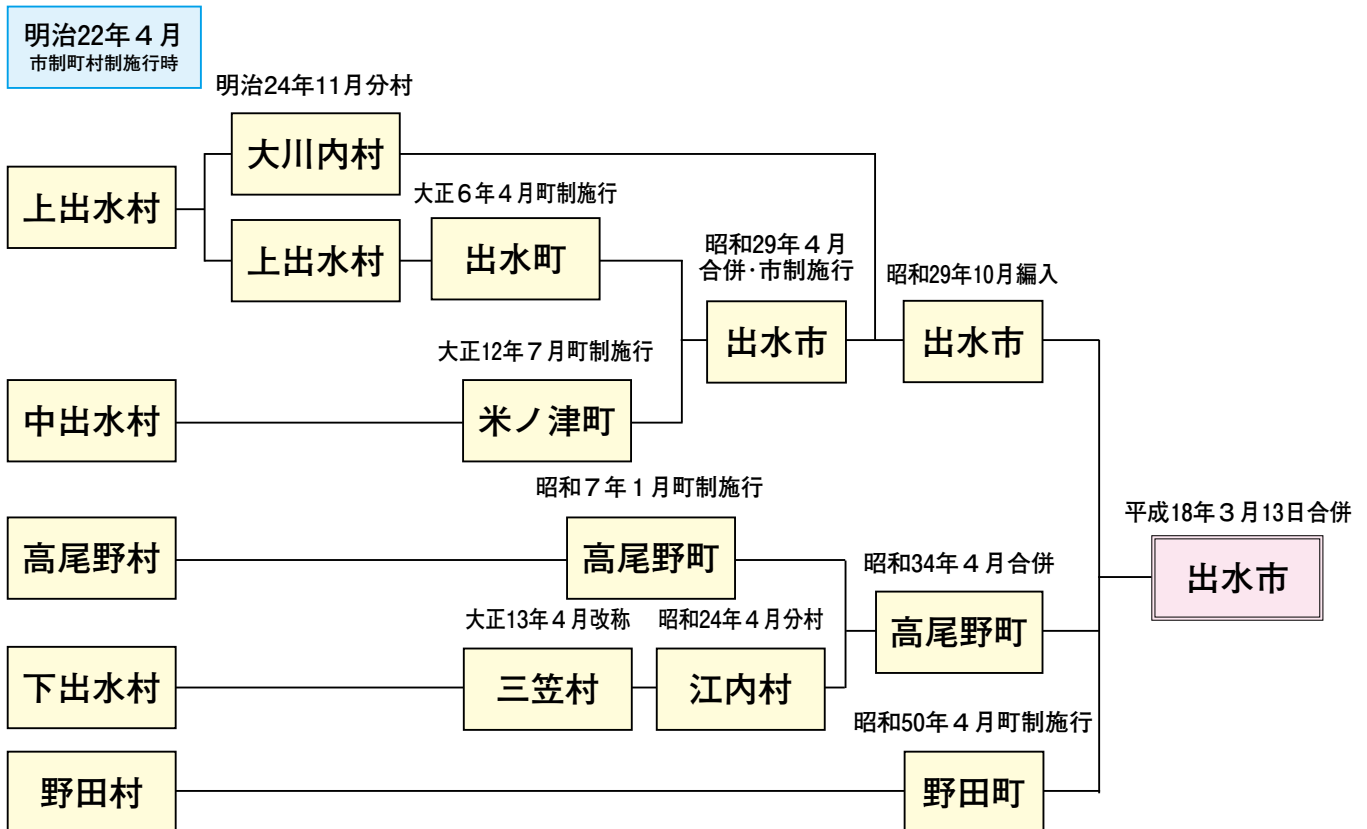
併が断行されました。これに合わせて出水市、高尾野町、野田町の地域では 5 村が誕生しました。

旧出水市は、昭和 29 年 4 月に出水町と米ノ津町が合併（同年 10 月に大川内村が編入合併）して発足しました。

旧高尾野町は、昭和 7 年 1 月に町制施行され、高尾野村から高尾野町になりました。その後、出水市の一部を編入し、昭和 34 年 4 月に江内村と合併しました。

旧野田町は、村制を経て昭和 50 年 4 月に町制施行され、野田村から野田町になりました。

平成 18 年 3 月 13 日、これらの 1 市 2 町が合併して新「出水市」が誕生しました。



第2節 社会及び経済の特性

1 人口及び世帯数

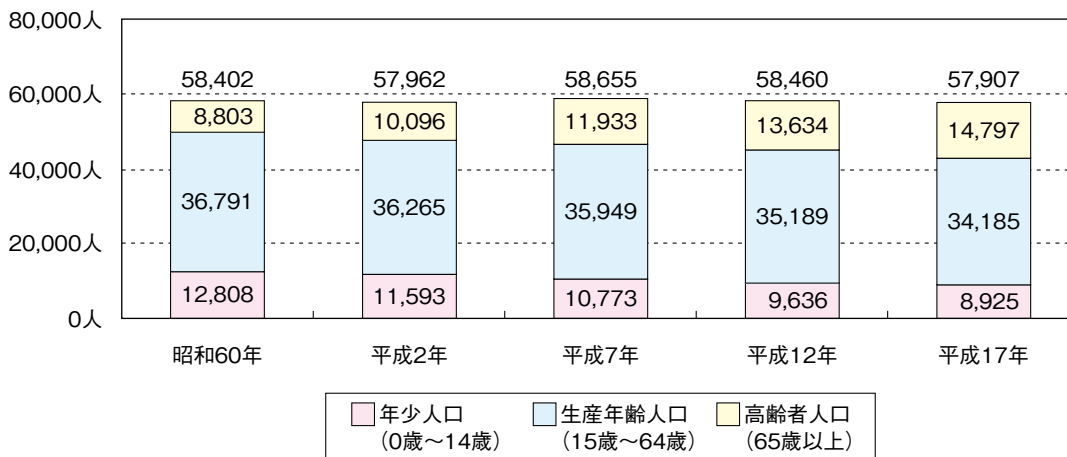
(1) 総人口（年齢3区分人口）の推移

平成17年国勢調査によると、本市の総人口は5万7,907人となっています。人口は調査年ごとに前年と比べて微増減を続け、平成17年は平成12年に比べ553人減少し、20年前の昭和60年と比較すると495人減少して

います。

年齢別人口構成比の推移をみると、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）は、ともに減少傾向にあり、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、今後とも少子・高齢化が更に進むものと予測されます。

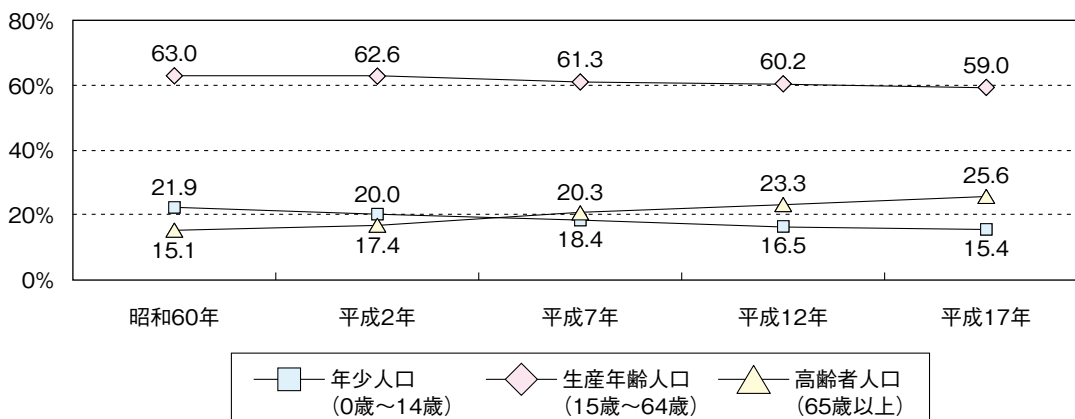
●総人口の推移（年齢3区分別人口の推移）



資料：国勢調査

注）年齢不詳が平成2年では8人、平成12年では1人いるため、階層ごとの計と総数は一致しません。

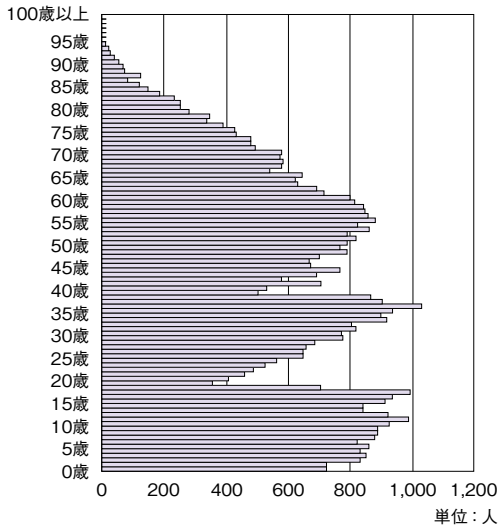
●年齢3区分別人口割合の推移



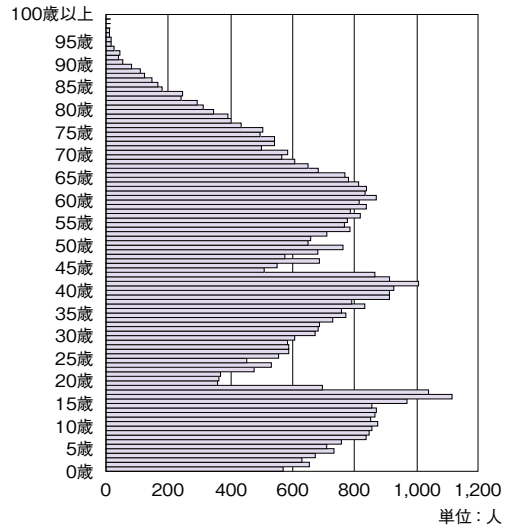
資料：国勢調査

● 年齢人口の推移（人口ピラミッド推移）

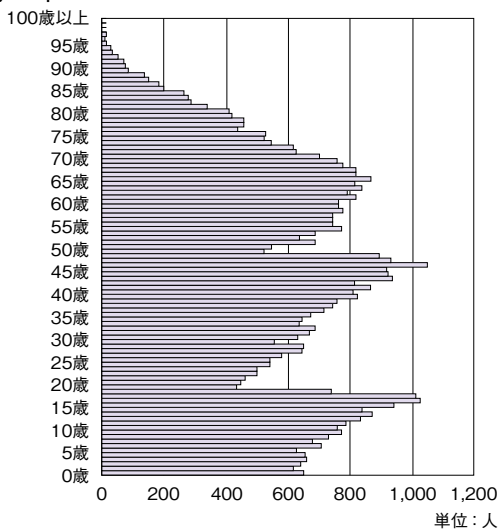
昭和60年



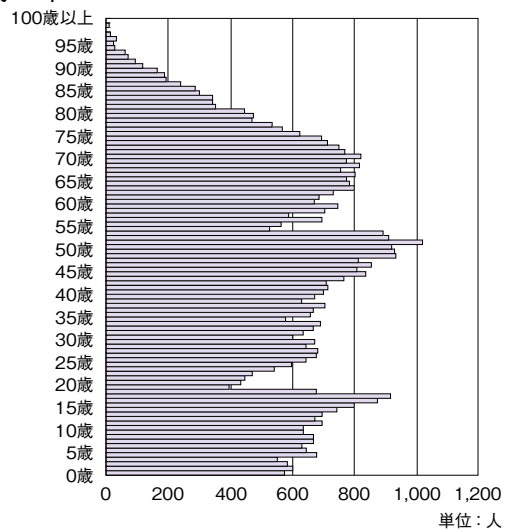
平成2年



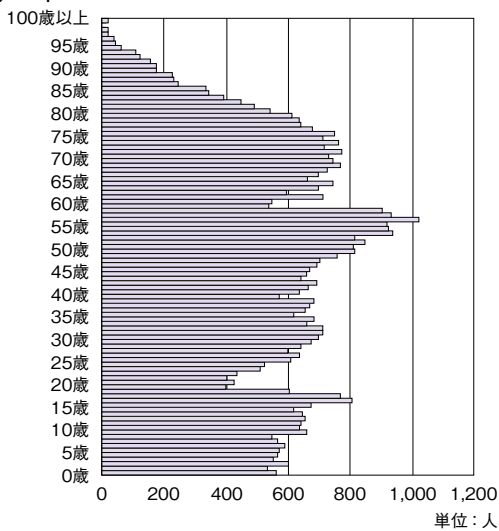
平成7年



平成12年

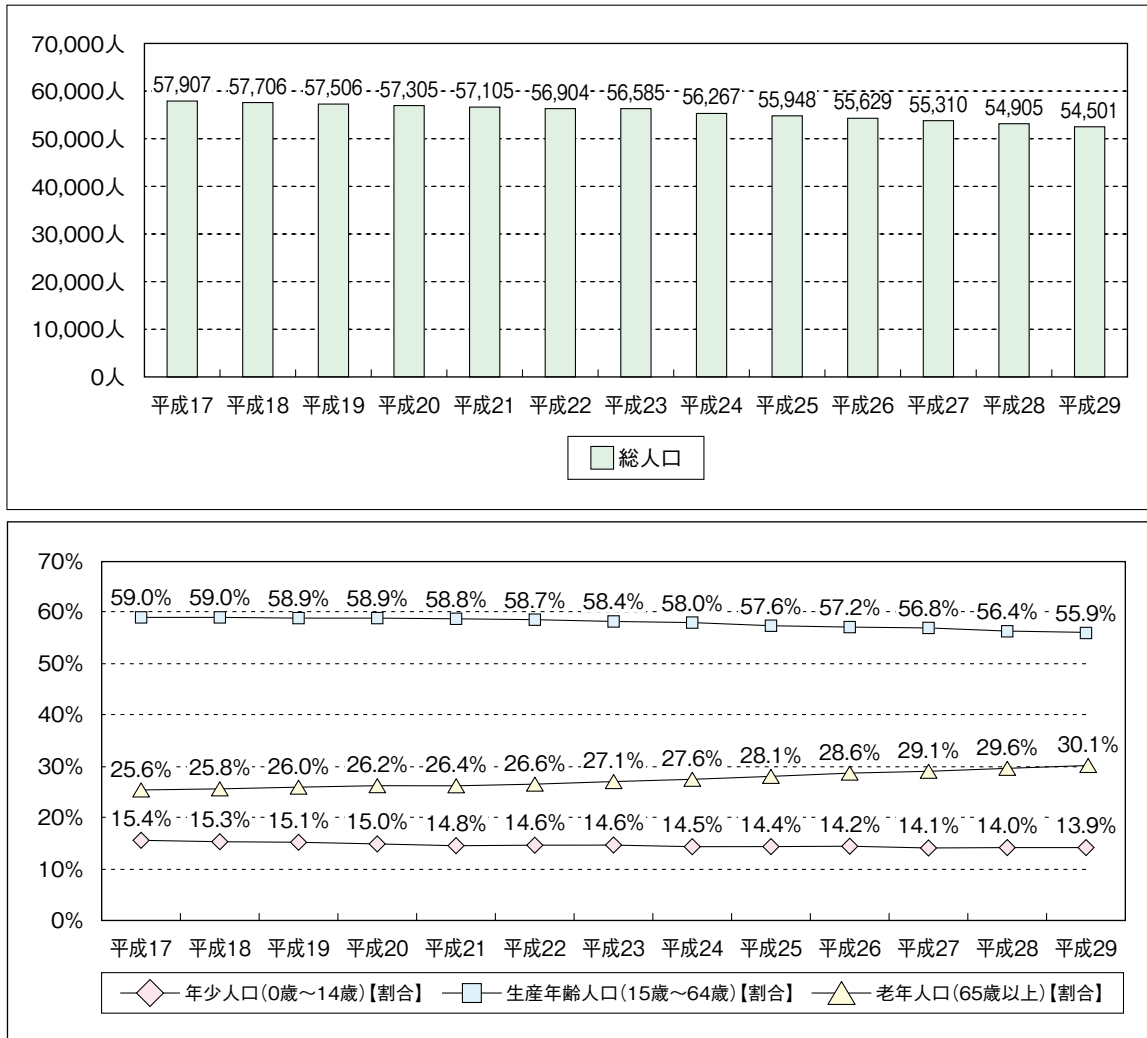


平成17年



資料：国勢調査

● コーホート要因法^(※)による将来人口の推計



注) 構成比を示す数値は少数点第2位で四捨五入しているため、割合の合計は必ずしも100.0%に一致しない場合があります。

● 将来人口の目標

人口推計では、本市の人口は今後も減少傾向で推移していくことが推計されています。

しかし、将来の本市の発展方向を勘案すると、九州新幹線鹿児島ルート、南九州西回り自動車道及び北薩横断道路などの高速交通基盤の整備が図られ、豊かな自然や農林水産業と共生したまちとして、発展の可能性がますます高くなってきており、

多様な地域資源を最大限に活用しながら、企業誘致や地域間交流の促進、活力ある産業の振興、保健・福祉や教育・文化の充実など積極的な施策の推進により人口の減少傾向を抑制し、平成29年度の人口は、おおむね5万8,000人を目標とします。

(※) コーホート要因法 / 人口増減を決定する要因である出生、死亡、社会移動をそれぞれ別々に推計し、その結果を合成して将来人口を推計する方法。推計方法はセンサス変化率法^(※)とは異なり、推計の過程で自然動態、社会動態を個別に推計しており、これらが人口増減に与える影響を把握することができます。

(※) センサス変化率法 / 国勢調査人口を用いて簡便に人口の増減を推計する方法

(2) 世帯数の推移

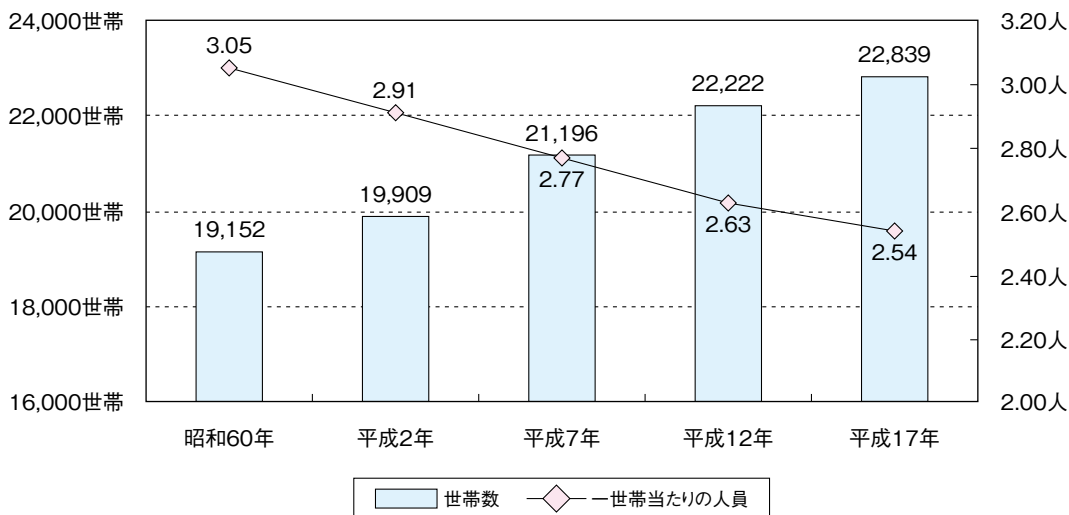
世帯数の推移をみると、昭和60年から平成17年にかけて増加を続け、平成17年には2万2,839世帯と昭和60年と比べ、3,687世帯の大幅な増加となっています。

しかし、一世帯当たりの平均世帯人員は昭

和60年の3.05人に対し、平成17年は2.54人となっており、核家族化が進展している状況です。

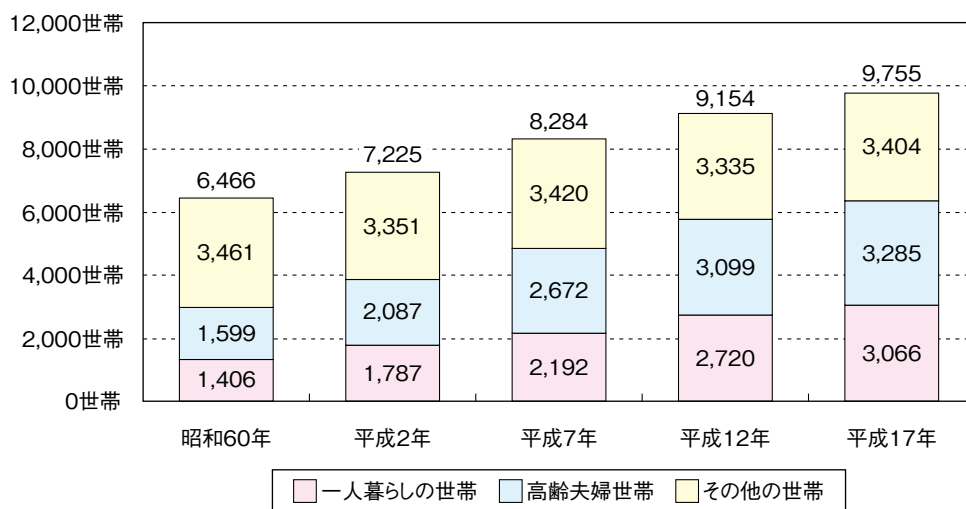
また、高齢者のいる世帯の推移をみると、高齢夫婦世帯、一人暮らしの世帯における増加が顕著になっていることがうかがえます。

●世帯数・一世帯当たりの人員の推移



資料：国勢調査

●世帯構成の推移（65歳以上の親族がいる一般世帯数の推移）



資料：国勢調査

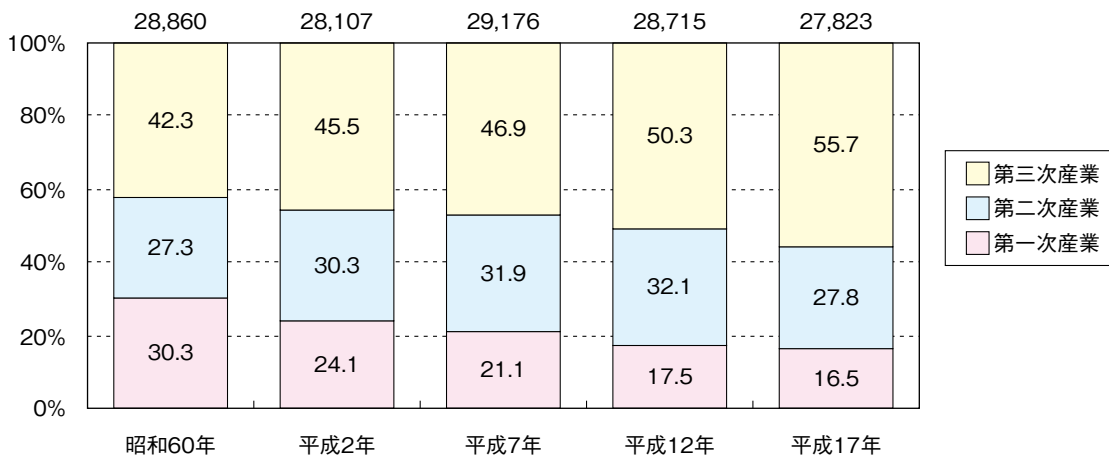
注) 高齢夫婦世帯は夫65歳以上、妻60歳以上

2 産業の状況

本市の就業者人口総数は、人口減少と相まって年々減少しています。昭和60年の2万8,860人が平成17年に2万7,823人となっており、1,037人の減少となっています。

産業別就業人口割合は、第一次産業の就業者割合が減少し、第三次産業の就業者割合が大きく増加しており、経済のソフト化・サービス化が進行しつつあります。

●産業別就業人口割合の推移



資料：国勢調査

注) 構成比を示す数値は少数点第2位で四捨五入しているため、割合の合計は必ずしも100.0%に一致しない場合があります。



第3節 出水市を取り巻く社会情勢

1 少子・高齢化と人口減少の進行

わが国の総人口は平成18年をピークに減少に向かうと同時に、世界にも例をみないスピードで高齢化が進行しており、平成27年には65歳以上の高齢者人口割合は26パーセントを超えると予想されています。さらに、女性の社会進出や社会経済の先行き不安などにより、出生率は急激に低下し、平成17年の合計特殊出生率は、現在の人口を維持するために必要な2.08を大きく下回る1.26となっており、過去最低となっています。

本市でも、平成17年の国勢調査における高齢者人口割合は25.6パーセントと年々増加し、また0歳から14歳までの年少人口割合は15.4パーセントと年々減少している現状です。

こうした人口構造の変化は、年金や医療といった社会保障の分野のみならず、高齢者介護や健康づくり、子育て支援、生活環境などのさまざまな分野においてサービス需要の増加と多様化をもたらし、社会経済や市民生活に大きな影響を与えることとなります。

このため、高齢者の社会参加や余暇活動、就業機会の拡大といった生きがいづくり、健康増進対策の推進をはじめ、子どもを安心して産み、育てられる環境づくりや若者が定住できる魅力あるまちづくりを地域ぐるみで進めるなど、すべての人が安心して暮らしていくことができる福祉の充実、ユニバーサルデザイン^(※)の視点も取り入れた生活環境の充実が求められています。

2 地球規模の環境問題の深刻化

地球の温暖化、酸性雨による森林や湖沼の被害、フロンガスによるオゾン層の破壊、乱開発による熱帯雨林の急速な減少など、国境を越えた地球規模での環境破壊が世界各地で顕在化しています。

このような状況の中、これらの環境問題に対する国際的な取組として、平成9年には地球温暖化防止京都会議（気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締結国会議（COP3））が開かれ、平成17年には、京都議定書（国ごとに二酸化炭素等の排出量の削減目標を設定）が世界の多くの国々で発効されています。

今後は、こうした地球規模での大きな動きと併せて、地域社会における一人一人の意識改革が求められています。

自然環境に恵まれた本市でも、以前に比べて森林の放置や荒廃、河川の汚染など、環境破壊が少しずつ進んでいる状況がうかがえるため、今後、市民一人一人が家庭や職場、地域において必要以上に環境への負荷を与えないための努力と工夫を行い、廃棄物などの資源リサイクルやごみの減量化、資源の節減などに取り組む省資源・資源循環型社会を形成していくことが必要となっています。

3 魅力的な都市形成

まちの魅力は、そこに住む人々が自信と誇りをもっていきいきと暮らしている姿そのものにあ

(※) ユニバーサルデザイン / あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

り、このような生活者一人一人の個性や意欲が十分に発揮できるような生活者主体のまちづくりが重要です。

市民に実施した総合計画のアンケート調査では、本市で住み良さを実感している人や愛着感を感じている人は8割を超えており、特に高くなっています。

こうしたことから本市の魅力である自然的、歴史・文化的風土を生かして、生活や産業と自然の調和した都市イメージを明確にし、安全性と親しみのもてる都市環境を形成することが必要となっています。

また、近年、市民の価値観は「生活の利便性」から「自然とのふれあい」、「所得・収入」から「余暇・自由時間」を求めるなど、「物の豊かさ」に加え「心の豊かさ」をも重視する方向へ変化してきています。そうした精神的・時間的なゆとりは、スポーツ・文化・レジャーなどの余暇活動や地域のコミュニティ活動など、生活の質的充実を求める活動に重点を置く傾向が強まっています。

今後は、このような市民の価値観にも対応するべく、生涯学習やボランティア活動に対する環境整備や、芸術・文化、スポーツの場の充実、自然とのふれあいの機会の創出など、市民の多様なニーズに合った行政サービスの提供に努めていくとともに、ゆとりや潤いといった精神的充足感が得られ、快適で魅力ある都市環境を整備していくことが求められています。

4 経済動向の変化

近年、消費が成熟化し長く景気が低迷する中で、商品の値段や土地の価格が下がるなど、経済成長

が大きく転換し、また、競争の激化や情報化の進展に伴い、産業が集積し市場規模の大きい大都市に活力が集中する傾向がみられます。

現在、全国的には中小企業でも雇用者数が増えるなど、景気回復のすそ野は広がっているようですが、今後の地方経済については、かつてのバブル経済のような高度経済成長は見込まれず、むしろ安定した成長が望まれています。

本市の産業別就業人口の推移をみると、就業人口の減少、特に第一次産業の就業者数の減少がうかがえ、また、市民に実施した総合計画のアンケート調査でも、就業機会の増大や産業の振興への取組が市の大きな課題となっています。

今後、経済基盤をより強固なものにしていくためには、企業誘致や市内産業の多面的な運営支援をはじめ、後継者や創業を志す人の育成等が求められています。中でも、本市の基幹産業である農業においては、食の安全確保に向けた取組の強化などに関心が高まっています。

また、官主導から民間主導への産業振興策が重要であり、行政・個人・企業・関係団体等がともに一体となり、新たな研究・開発を進めるなどの施策の展開が必要になっています。

5 技術革新による高度情報通信ネットワーク社会の到来

情報通信技術の進歩などをはじめとする技術革新は、それらの成果を活用した新しい産業の発展と豊かで快適な市民生活をもたらしました。中でもパソコンにかかわるハードウェア・ソフトウェアの充実、地域間、個人間の情報格差の解消をはじめ、自宅にいながらのショッピングや在宅勤

務の拡大など、生活の利便性と快適性の向上や生産活動の合理化に大きな影響を与えました。

こういった状況の中で、今後は本格的な高度情報通信ネットワーク社会が到来すると予想され、産業構造の変革が更に進むとともに、企業経営・組織形態が変ぼうする可能性があります。

また、インターネットなどを通じた個人レベルでの情報交流が更に拡大すると予想され、電子自治体として市役所を拠点とした各種行政情報の提供体制の構築や情報開示、年齢や所在・環境を問わない幅広い市民参加など新たな市政運営が求められます。

一方、このような高度情報化が進展する中で、不適切な情報管理による個人情報流出、プライバシーの侵害といった新たな問題に対する対応策が必要になるとともに、次世代を担う独創的で感性豊かな人材の育成など教育環境の充実・整備が必要となっています。

6 安全・安心の確保

近年、世界的な規模で地震や津波、テロといった多くの自然・人為的災害が発生しており、わが国においても平成7年に発生した阪神・淡路大震災以降、日本各地で大規模な地震災害が起こっています。本市でも、平成9年の針原地区での土砂災害や平成18年7月の大雨による災害が記憶に新しく、こうした教訓を生かしたまちづくりがさまざまな地域で進められていますが、まだ十分とはいえない状況です。

今後は、火災や地震・土砂災害への対策、また昨今における類をみない凶悪な犯罪やテロ行為、感染症対策などについて、行政はもちろんのこと、

市民・企業・地域社会全体で防犯・防災体制を構築し、主体的かつ能動的に取り組んでいくことが求められています。

このため、危機管理体制の充実強化と危機管理意識の醸成を図っていくとともに、市民と行政が連携・協働して、防災対策をはじめ、防犯体制の強化や治安の維持に努め、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

7 グローバル化の進展と交流

交通網・情報通信網にみられるさまざまな技術革新の進展に伴い、国境を越えた生活活動や経済のグローバル化が活発化しています。

こうした中で、自治体が進めるグローバル化に対する施策も、従来の国際交流事業を中心としたものから、国際協力や外国人が暮らしやすいまちづくりなど環境や経済、日常的な生活面へと広がりをみせています。

今後は、更に地球的規模での地域社会の在り方を考えるとともに、教育・文化・ビジネス・環境など幅広い分野で世界の国々との相互理解・協力を深めることが重要です。そのため本市でも、国際化に対する意識の向上と人材の育成を図るとともに、独自の歴史文化や自然環境を生かした交流の促進に努め、市民においても自発的に世界の人々と交流が活発に行われる、世界に開かれた地域環境を創造していく必要があります。

8 高速交通網による都市拠点の創造とネットワーク化の推進

交通の利便性向上や住宅開発などによる人口の

増加に伴い、本市では都市基盤の整備を計画的に推進してきましたが、社会の成熟化や価値観の多様化が進む中では、利便性・快適性の確保に加え、住む人や訪れる人を魅了する個性的なまちづくりが求められています。

そのため、現在計画が進められている南九州西回り自動車道の整備に伴い、地域特性を生かした都市整備の推進を図るなど、新しい都市の拠点づくりを進める必要があります。また一方では、古くから市街地が形成されている地区や鉄道駅周辺をはじめとする既成市街地の利便性向上を推進するなど、市民にとって魅力や誇りとなるような都市の顔づくりを進めることが重要です。

そのほか、広域的に進められている南九州西回り自動車道や北薩横断道路、また、九州新幹線の整備などの高速交通網の早期実現と併せ、今後は広域交流と地域内交流の軸の結節点として、幹線道路整備の推進と鉄道・バスなど公共交通の充実などにより、市内の各地域拠点や周辺各都市とのネットワーク化を推進していく必要があります。

9 地方分権と新たな行財政運営への取組

都市・生活基盤の充実に伴う人々の価値観の変化やライフスタイルの多様化の中で、個々の経済力に合った生活の質の向上や個性を十分に発揮することのできる多様性に富んだ豊かな社会が求められ、国と地方の関係や行政システムの見直しが求められています。

このような中、地方分権改革推進法の成立や三

位一体の改革の推進などにより、これまでの中央省庁主導による画一的な行政システムから地域・住民主導の個性的で総合的な行政システムへの転換が図られています。また、こうした行財政運営の権限と責任の移譲により、地方では財源の確保・健全化が緊急の課題となっています。

本市では、こうした社会情勢や国の流れを受けて、さまざまな諸課題に対して自立し総合的に行政運営に取り組むため、平成18年3月に合併という道を選択しました。

今後は、多様化する市民の価値観に積極的に対応しながら、その効果やコストを意識した効果的・効率的な財政運営を行うことが優先的事項となっています。そのため、地域の実情に合った事業や施策を地域自らが決定・展開することが求められており、市民参加による協働のまちづくり、行政改革による新たな行財政運営システムの構築、地域経済の活力維持、PFI^(※)の導入、広域的な連携などを推進することで、長期的に継続可能な行財政運営をより一層推進していく必要があります。

10 共生・協働のまちづくりへの対応

市民が誇りと愛着をもって住み続けることのできる地域社会を形成するには、市民の手による、市民が主役となったまちづくりを進めていくことがますます必要となってきています。

現在、本市においては、まちづくりや環境保全、福祉、教育などの分野で、主体的でかつ自発的な

(※) PFI / Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法で、PFIの導入により国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指すものです。

市民活動が活発になってきており、市民が責任をもって行動する機運の高まりがみられます。

市民に実施した総合計画のアンケート調査でも「公共施設（公民館・集会場・学校施設等）は、まちづくり活動に利用されているか」という設問に対し、5割以上が利用していると回答しています。

このため、今後も市民がより一層参加しやすい環境づくりや参加のきっかけづくりに取り組んでいくことが重要となります。

さらに、教育分野や生涯学習、国際交流などに人材を生かしていくとともに、まちづくりをリードする人材の育成に一層努める必要があります。

